

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月19日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第44号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「よう、」の次に「次に掲げる事項（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が事業実施場所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第13条第2項中「に掲げる」を「の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提

供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合に限る。附則第9項において同じ。）

第15条第6号中「利用定員」の次に「（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）」を加える。

第19条中「次条第2項に規定する」を削る。

第20条第1項中「次項に規定する」を削り、同条第2項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

第26条第1項中「保育士」の次に「（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20」を「20人」に改め、「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加える。

第27条中「第21条、第22条及び第23条」を「これらの規定」に改める。

第28条第2項第3号中「20」を「20人」に改め、「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加える。

第29条中「、第22条及び第23条」を「から第23条までの規定」に改める。

第33条中「第21条、第22条及び第23条」を「これらの規定」に改める。

第34条第4号中「市」を「市長」に改める。

第38条中「第21条、第22条及び第23条」を「これらの規定」に改める。

第41条第1項中「保育士」の次に「（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第43条中「第21条、第22条及び第23条」を「これらの規定」に改める。

第45条中「、第22条及び第23条」を「から第23条までの規定」に改める。

附則第1項中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加え、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中「（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）」を削り、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項中「第20条第2項に規定す

る」、「同条第3項に規定する」及び「第28条第1項及び第44条第1項に規定する」を削り、同項を附則第4項とし、附則第2項中「市」を「市長」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(食事の提供の経過措置)

2 施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第12条、第19条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第20条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第7条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。